

関西大学ラグビーフットボールリーグ運営に関する規約

制定 昭和 53 年 7 月 15 日

第 1 章 総 則

第 1 条 本組織は、関西大学ラグビーフットボールリーグ（以下本リーグ）と称する。

第 2 条 本リーグは、近畿地区において本リーグに加盟している大学チーム（以下チームという）をもって構成する。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本リーグは、関西ラグビーフットボール協会（以下関西協会という）の統轄下で、学生ラグビーフットボール競技の健全なる発展及びリーグ戦の円滑なる運営、並びに各チーム相互の親睦を図ることを目的とする。

第 4 条 本リーグは、前条の目的を達成するために次の行事を行う。

1. 名簿の発行。
2. リーグ戦の運営に関する事項。
3. ラグビーフットボール競技に関する研究調査及び情報収集。
4. その他、本リーグの目的を達成するために必要な事業。

第 5 条 本リーグは、事務所を関西協会事務所内に置く。

第 3 章 運営・組織

第 6 条 本リーグに次の委員会・幹事会と役員を置く。

（委員会）

1. 委員長 1 名
2. 副委員長 若干名
3. 委員 各リーグ委員 44 名以内他若干名
4. 書記 1 名
5. 会計 1 名
6. 監査 1 名

（幹事会）学生の代表で組織する。

1. 幹事長 1 名
2. 副幹事長 若干名
3. 幹事 12 名
4. 書記 1 名
5. 会計 1 名

②委員長は本リーグを代表し会務を統括し、執行する。

③副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

④委員は委員長及び副委員長を補佐し、委員会において会務の運営を審議し、リーグの運営

にあたる。

⑤幹事長は幹事会を統括し、委員会に出席して意見を述べることができる。

⑥副幹事長は幹事長を補佐し、委員会に出席して意見を述べることができる。

⑦幹事は幹事長及び副幹事長を補佐し、幹事会において会務の運営を審議し、リーグの運営にあたる。

⑧書記は委員会並びに幹事会の決議に従い、本リーグの一般事務を執る。

⑨会計は金銭、資材の出納、その他の経理事務を執る。

⑩監査は会計を監査する。

第7条 役員は、次の各号に掲げる区分によって選出し、総会において承認を受けるものとする。

1. 委員長はリーグ委員のうちから互選により決定する。

2. 副委員長は委員会に諮り委員のうちから委員長が委嘱する。

3. 委員はチームの代表者（部長、監督、コーチ等）及び委員会の推薦者から選出し、その委員数は次の通りとする。

イ Aリーグ担当者 8名以内

ロ Bリーグ担当者 12名以内

ハ Cリーグ担当者 12名以内

ニ Dリーグ及び少人数セブンスリーグ担当者 12名以内

ホ 委員長が必要と認めた者若干名。

4. 幹事長及び副幹事長は幹事の互選により幹事会で選出する。

5. 幹事はチームを代表する学生の互選により選任し、その員数は次のとおりとする。

イ Aリーグ所属各チームを代表する学生 4名

ロ Bリーグ所属各チームを代表する学生 2名

ハ Cリーグ所属各チームを代表する学生 2名

ニ Dリーグ所属各チームを代表する学生 2名

ホ 少人数セブンスリーグ所属各チームを代表する学生 2名

6. 書記及び会計は委員並びに幹事のうちからそれぞれ各1名を、委員にあつては委員会に諮り委員長が委嘱し、幹事にあつては幹事の互選により幹事会において選出する。

7. 監査は委員のうちから1名を、委員会に諮り委員長が委嘱する。

第8条 役員の任期は、2年とする。（但し、1.再任を妨げない。2.入替戦によって生じる各リーグ委員の変更については、運営に支障がないように取り扱う。）

② 役員に欠員が生じたときは補充することができる。ただしその任期は前任者の残余期間とする。

第9条 本リーグに顧問を置くことができる。顧問は、委員長が委嘱する。

第10条 本リーグに次の機関を置く。

1. 定例総会

2. 臨時総会

第11条 総会は、本リーグの最高決議機関であつて、定例総会及び臨時総会とする。

② 定例総会は毎年1回委員長が招集する。

③ 臨時総会は委員長が必要と認めるとき、又はチーム総数の過半数のチームからの要請があったとき、委員長が招集する。

④ 総会の定足後、議決及び議事運営は次のとおりとする。

1 総会はチーム総数の3分の2以上の出席（委任を含む）で成立し、議事は出席チーム（委任は含まない）の過半数で決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会における議決権は1チームにつき1票とする。
- 3 総会の議長は委員長とする。
- 4 総会の開催は書面により通知する。

第12条 委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、第6条（委員会）1号、2号、3号、4号、5号、6号及び（幹事会）1号、2号に規定する役員をもって構成する。

- ② 委員会は委員長が必要と認めたときに招集する。
- ③ 委員長は委員総数の過半数の委員からの要請があったときは速やかに委員会を招集しなければならない。
- ④ 委員会は次に掲げる事項を審議する。但し、次の1号及び2号の議決事項については、総会で承認を得なければならない。
 - 1 事業報告及び決算に関する事項。
 - 2 事業計画及び予算に関する事項。
 - 3 本リーグの運営に関する事項。
 - 4 その他の事項。

第13条 幹事会は、委員会を補佐する議決機関であって、第6条（幹事会）1号、2号、3号、4号及び5号に規定する役員をもって構成する。

- ② 幹事会は毎月1回、または幹事長が必要と認めたときに招集する。
- ③ 幹事長は幹事総数の過半数の幹事からの要請があったときは速やかに幹事会を招集しなければならない。
- ④ 幹事会発議に掲げる事項を審議する。ただし、その議決事項については委員会の承認を得なければならない。
 - 1 本リーグの運営の事務に関する事項。
 - 2 その他の事項。

第14条 委員会並びに幹事会の定足数、議決及び議事運営は、第11条第4項1号、2号及び3号の規定を準用する。

この場合「総会」とあるのは、「委員会」又は「幹事会」と読みかえ、「チーム」とあるのは「委員」又は「幹事」と読みかえるものとする。

- ② 「幹事会」と読みかえる場合、同条同項3号中に「委員長」とあるのは「幹事長」と読みかえるものとする。

第4章 競技1（登録・資格）

第15条 本リーグに加盟を希望するチームは、当該チームが所属する各府県ラグビーフットボール協会(以下所属協会という)からの推薦を経て、加盟申請書を委員長あてに提出するものとする。

- ② 大学の代表チームは1チームとする。(但し、委員会において、特別な措置により加盟の承認したチームは除く。)
- ③ 申請のあったチームの加盟承認は委員会で決定する。

第16条 チームは、毎年度当初に当該年度の部長、監督及び選手の氏名を所定の用紙に記載し、委員長宛に届出なければならない。なお、年度内の追加、変更も認められる。

- ② 選手の登録は前項の届出に基づき、委員会で調査のうえ認定する。

第17条 本リーグより脱退を希望するチームは、所属協会の事前の了承を経て、委員長に脱退理由書を提出しなければならない。

② 脱退申請の承認は委員会で決定する。

第 18 条 本リーグのリーグ戦は、A リーグ、B リーグ、C リーグ、D リーグ、少人数セブンスリーグの 5 区分で行い、加盟チームは、この 5 区分のいずれかに所属するものとする。

② 各区分におけるチーム数は、A リーグ 8、B リーグ 12、C リーグ 12 とし、その他のチームはすべて D リーグ若しくは少人数セブンスリーグのいずれかに組み入れるものとする。

第 19 条 本リーグの対面を著しく汚したり、その他本リーグ加盟チームとして不適格な事由のあるチームについては、委員会の議を経て総会でこれを除名することができる。

第 20 条 次に該当する者は、リーグ戦に出場できないものとする。

- 1 本リーグ規約に違反する者。
- 2 第 16 条による選手登録を認定されていない者。
- 3 在籍する大学より停学処分を受けて処分の解除をされていない者。
- 4 聴講生、研究生、科目等履修生、交換留学生（1 年未満）、研修生等である者。
- 5 その他委員会において不適格と認めた者。
- 6 その他日本協会規約に準ずる。

第 21 条 チームの所属区分、出場資格、選手資格について、疑義が生じたとき委員会で決定する。

第 5 章 競技 2（試合・入替戦）

第 22 条 本リーグにおける試合の方式は、原則として、総当たりリーグ戦とする。但し、他の方式で行う場合は、委員会で決定する。

第 23 条 リーグ戦の日程については、幹事会の議を経て委員会で決定する。

第 24 条 リーグ戦の試合時間は、原則として 40 分ハーフとする。

第 25 条 リーグ戦のレフリースについては、関西協会レフリース委員会と協議のうえ決定する。

第 26 条 リーグ戦の試合結果については、当番チームが試合終了後速やかに関西協会及びリーグ担当委員に報告するものとする。

第 27 条 リーグ戦における各チームの順位は、次の方法によって決定する。

1. 勝ち数の多いチームを上位とする。但し、勝ち数が同一の場合は、負け数の少ないチームを上位とする。
2. 同位 2 チームの場合は、対戦成績による勝者を上位とする。
3. 同位 2 チームが互に引き分けているときは、全試合の総得失点差の大きいチームを上位とする。
4. 同位 3 チームの場合は、3 チーム間の対戦成績について、前 1 号及び 2 号の規定を準用する。
5. 同位 3 チームが互に 1 チームに勝っている場合は、3 チーム間の対戦成績について総得失点差の大きいチームを上位とする。さらに同点となった場合は、全試合の総得失点差の大きいチームを上位とする。
6. 同位 3 チームが互に引き分けているときは、全試合の総得失点差の大きいチームを上位とする。
7. 同位 4 チームの場合は、前 4 号、5 号、及び 6 号の規定を準用する。
8. 試合放棄又は棄権のチームがある場合は、そのチームが所属するリーグ戦（D リーグはブロック戦）で行われたすべての試合のうちの最高得点－1 をもって当該チームの失点とし、これを相手チームの得点とする。
9. D リーグにおける第 1 位から第 4 位の順位の決定は、D リーグ各ブロック上位チーム間のリーグ戦若しくはトーナメント戦によって行い、その組み合わせは抽選によって決定するものとする。又このトーナメントで引き分け試合が生じたときは、双方のチーム間の抽選によって上位

を決定する。

10. その他順位決定戦について疑義が生じたときは、委員会で決定する。

第 28 条 各リーグ間の入替は、次の方法によるものとする。

- 1 A リーグ下位 2 チームは B リーグ上位 2 チームと、B・C リーグ下位 4 チームは C・D リーグの上位 4 チームとそれぞれ入れ替え戦をおこない、その勝者は次年度において上位リーグに所属する。
- 2 入替戦において引き分けが生じた場合は、上位リーグ所属のチームを勝者とする。

第 6 章 会 計

第 29 条 本リーグの運営経費は、各チームの会費、加盟金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第 30 条 本リーグの会費は、年額 金 30,000 円とし、加盟金は、金 30,000 円とする。

第 31 条 会費は、毎年当初に幹事会へ納入するものとする。この場合、いったん納入した会費はいかなる理由があっても返還しない。

- ② 第 15 条により加盟の承認を受けたチームは、ただちに会費及び加盟金を幹事会へ納入しなければならない。

第 32 条 本リーグの会計年度は、4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 7 章 その他

第 33 条 本リーグの規約の改正は、委員会の議を経て総会の承認を得たのち、更に関西協会の承認を得なければならない。

第 34 条 本リーグの規約に関する施行細目は、委員会において定める。

付 則

1. この規約は、昭和 53 年 7 月 15 日より施行する。
2. この改正規約は、昭和 55 年 7 月 15 日より施行する。
3. この改正規約は、昭和 61 年 7 月 15 日より施行する。
4. この改正規約は、平成元年 7 月 15 日より施行する。
5. この改正規約は、平成 2 年 7 月 15 日より施行する。
6. この改正規約は、平成 10 年 7 月 15 日より施行する。
7. この改正規約は、平成 13 年 7 月 7 日より施行する。
8. この改正規約は、平成 17 年 7 月 9 日より施行する。
9. この改正規約は、平成 18 年 7 月 8 日より施行する。
10. この改正規約は、平成 19 年 7 月 7 日より施行する。
11. この改正規約は、平成 21 年 3 月 25 日より施行する。
12. この改正規約は、平成 21 年 7 月 10 日より施行する。
13. この改正規約は、平成 22 年 7 月 10 日より施行する。
14. この改正規約は、平成 23 年 3 月 31 日より施行する。
15. この改正規約は、2019 年 6 月 29 日より施行する。